

市第44号議案

横浜市福祉特別乗車券条例及び横浜市敬老特別乗車証条例の一部改正

横浜市福祉特別乗車券条例及び横浜市敬老特別乗車証条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年9月10日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市福祉特別乗車券条例及び横浜市敬老特別乗車証条例の一部を改正する条例

（横浜市福祉特別乗車券条例の一部改正）

第 1 条 横浜市福祉特別乗車券条例（平成25年2月横浜市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「横浜新都市交通株式会社」を「株式会社横浜シーサイドライン」に改める。

（横浜市敬老特別乗車証条例の一部改正）

第 2 条 横浜市敬老特別乗車証条例（平成15年6月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「横浜新都市交通株式会社」を「株式会社横浜シーサイドライン」に改める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

提 案 理 由

横浜新都市交通株式会社の商号の変更に伴い、関係規定の整備を

図るため、横浜市福祉特別乗車券条例及び横浜市敬老特別乗車証条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市福祉特別乗車券条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（乗車券による交通機関の利用）

第2条 乗車券の交付を受けた者は、乗車券を提示することにより、運賃又は料金を支払うことなく、次に掲げる交通機関を規則で定める区間において利用することができるものとする。

（第1号及び第2号省略）

- (3) 株式会社横浜シーサイドラインが運行する金沢シーサイドライン
横浜新都市交通株式会社

（第4号省略）

横浜市敬老特別乗車証条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（乗車証による交通機関の利用）

第2条 乗車証の交付を受けた者は、乗車証を提示することにより、運賃又は料金を支払うことなく、次に掲げる交通機関を規則で定める区間において利用することができるものとする。

（第1号及び第2号省略）

- (3) 株式会社横浜シーサイドラインが運行する金沢シーサイドライン
横浜新都市交通株式会社

（第4号省略）